

○函館市公害防止条例施行規則

昭和48年3月31日規則第64号

改正

昭和48年12月1日規則第62号
昭和50年10月23日規則第91号
平成4年5月7日規則第37号
平成6年2月17日規則第2号
平成6年3月31日規則第30号
平成12年3月13日規則第2号
平成12年3月30日規則第28号
平成12年10月30日規則第78号
平成12年12月20日規則第89号
平成13年3月30日規則第38号
平成13年6月26日規則第50号
平成27年6月1日規則第37号
平成30年3月29日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市公害防止条例（昭和47年函館市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ばい煙に係る有害物質)

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウムおよびその化合物
- (2) 塩素および塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素および弗化珪素
- (4) 鉛およびその化合物
- (5) 窒素酸化物

(ばい煙発生施設)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(規制基準)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める許容限度は、別表第2に掲げるとおりとする。

(ばい煙発生施設の届出)

第5条 条例第9条第6号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事業内容

(2) 操業期間および作業時間

(3) 敷地面積および建築面積

2 条例第9条、第10条または第11条の規定による届出は、別記第1号様式の届出書によりしなければならない。

(受理書)

第6条 市長は、条例第9条、第10条または第11条の規定による届出を受理したときは、別記第2号様式の受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第7条 条例第14条の規定による届出は、条例第9条第1号または第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記第3号様式の届出書、ばい煙発生施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記第4号様式の届出書によりしなければならない。

(承継の届出)

第8条 条例第15条第3項の規定による届出は、別記第5号様式の届出書によりしなければならない。

(事故の届出)

第9条 条例第17条第2項の規定による届出は、別記第6号様式の届出書によりなければならない。

(商業宣伝を目的とする拡声放送の禁止区域)

第10条 条例第18条第2項の規則で定める区域は、別表第3に掲げるとおりとする。

(拡声放送の遵守事項)

第11条 条例第18条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 拡声放送を行つてはならない場所および時間は、別表第4に掲げるとおりとする。

(2) 定置式拡声放送（固定され、または仮設された拡声機により一定の場所で行う放送をいう。以下同じ。）に係る音量および移動式拡声放送（定置式拡声放送以外の拡声放送をいう。以下同じ。）であつて移動の停止中に行うものに係る音量の許容限度は、別表第5に掲げるとおりとする。

(3) 移動式拡声放送であつて移動の停止中に行うものを同一の場所において行う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 拡声放送の開始から終了までの時間は、1回の拡声放送につき10分を超えてはならない。

イ 拡声放送の終了から次の拡声放送の開始までの間に10分以上の休止期間を設けなければならない。

(適用除外)

第12条 条例第20条の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国および地方公共団体が、行政上の目的で拡声放送を行う場合

(2) 災害時における広報の目的で拡声放送を行う場合

- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動の目的で拡声放送を行う場合
- (4) 祭礼，運動会その他の地域慣習となつている行事の目的で拡声放送を行う場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，商業宣伝を目的としない拡声放送を一時的に行なう場合
（届出書の提出部数）

第13条 条例の規定による届出は，届出書の正本にその写し1通を添えてしなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第14条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は，別記第7号様式の身分証明書とする。

附 則

この規則は，昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日規則第62号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月23日規則第91号）

この規則は，昭和50年11月1日から施行する。

附 則（平成4年5月7日規則第37号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成6年2月17日規則第2号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第30号）

1 この規則は，平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際，現に改正前の函館市生活館条例施行規則等の規定に基づいて作成されている用紙は，改正後の函館市生活館条例施行規則等の規定にかかわらず，当分の間，使用することができる。

附 則（平成12年3月13日規則第2号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第28号）

この規則は，平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月30日規則第78号）

この規則は，平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日規則第89号）

この規則は，平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第38号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月26日規則第50号）

この規則は，平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第38号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置されている改正後の別表第3に規定する定置式拡声放送に該当する放送を行う拡声機については、当分の間、同表定置式拡声放送の項第2項の規定は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

施設	規模
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として固体燃料を燃焼させるものに限る。別表第2において同じ。）	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第2条の規定により算定した伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であり、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であるものに限る。

別表第2（第4条関係）

ばい煙発生施設に係る排出基準

工場等において排出する硫黄酸化物およびばいじんの量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(1) 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

備考

1 この式においてq、KおよびHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q：硫黄酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K：大気汚染防止法施行規則別表第1に定められた値

He：次の式により補正した排出口の高さ（単位 メートル）

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = (0.795 \sqrt{Q \cdot V}) / (1 + (2.58/V))$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1/\sqrt{Q \cdot V}) (1460 - 296 \times (V/(T - 288))) + 1$$

2 これらの式においてHe・Ho・Q・VおよびTは、それぞれ次の値を示すものとする。

He：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(2) ばいじんの排出基準

施設	基準
ボイラー	0.30グラム
備考	
1	この表に掲げるばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測

定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。
- 3 ばいじんの量は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中の量とする。

別表第3（第10条関係）

拡声放送の種類	拡声放送を行つてはならない区域
定置式拡声放送	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所 (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定した地域のうち次に掲げる区域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1種区域 (2) 第2種区域
移動式拡声放送	<p>次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所 (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

備考 上表における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種区域 別表第4備考第1項第1号に定めるところによる。
- (2) 第2種区域 別表第4備考第1項第2号に定めるところによる。

別表第4（第11条関係）

拡声放送を行つてはならない場所	拡声放送を行つてはならない時間
第1種区域	午後7時から翌日の午前8時まで
第2種区域	午後7時から翌日の午前8時まで
第3種区域	午後10時から翌日の午前8時まで
第4種区域	午後7時から翌日の午前8時まで

備 考

- 1 上表における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 第1種区域 騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、良好な住居の環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 指定地域のうち、住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域 指定地域のうち、住居の用と併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域 指定地域のうち、主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 鮮魚介類の販売（専らいかを販売するものに限る。）の目的で移動式拡声放送を行う場合における上表の規定の適用については、同表中「午前8時」とあるのは、「午前5時」とする。

別表第5（第11条関係）

区域の区分	音量の許容限度
第1種区域	50デシベル
第2種区域	60デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	70デシベル

備 考

- 1 区域の区分は、別表第4備考第1項に定めるところによる。
- 2 音量の測定場所は、拡声機の直下の地点から15メートル離れた地点（15メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）とする。ただし、当該地点において測定することが適当でない認められる

場合は、当該地点以遠の生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認められる地点において測定することができるものとする。

- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、騒音計の指示値の最大とする。

別記第1号様式（第5条関係）

ばい煙発生施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人等にあつては, 主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right\}$
 氏名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人等にあつては, その名} \\ \text{称および代表者の氏名} \end{array} \right\}$ 印
 電話 局 番

函館市公害防止条例第9条(第10条, 第11条)の規定により, ばい煙発生施設について, 次のとおり届け出ます。

工場等の名称		用 途 地 域	
工場等の所在地	町丁目番(地)号	公害防止担当部課 責 任 者 氏 名	
ばい煙発生施設の種類		※ 整 理 番 号	
ばい煙発生施設の構造 および使用の方法	別紙1のとおり	※ 受 理 年 月 日	
ばい煙の処理の方法	別紙2のとおり	※ 工 場 等 番 号	
業 種		※ 審 査 結 果	
主 要 製 品 名		※ 備 考	
操 業 期 間			
作 業 時 間			
敷 地 面 積 (建 築 面 積)	m ² (m ²)		

備 考

- 1 ばい煙発生施設の種類の欄には, 函館市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる施設を記載すること。
- 2 この届出書は, ばい煙発生施設の種類ごとに作成すること。
- 3 変更届出の場合には, 変更のある部分について変更前および変更後の内容を対照させること。
- 4 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 5 届出書および別紙の用紙の大きさは, 函面, 表等やむを得ないものを除き, 日本工業規格A列4番とすること。

別紙1

ばい煙発生施設の構造および使用の方法

工場等における施設番号					
名称および型式					
設置年月日		年月日		年月日	
着手予定年月日		年月日		年月日	
使用開始予定年月日		年月日		年月日	
規模	伝熱面積 (m ²)				
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l/h)				
使用状況	1日の使用時間および月使用日数等	時~時 時間/回 回/日 日/月		時~時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
燃料	種類				
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	硫黄分	灰分	硫黄分
	発熱量				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス温度 (°C)					
排出ガス中の酸素濃度 (%)					
ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	最大	通常	最大	通常
	硫黄酸化物 (容量比ppm)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 燃料中の成分割合 (%) の欄の記載に当たっては、重量比%または容量比%の別を明らかにすること。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況等を記載すること。

添付書類

ばい煙発生施設の構造概要図 (主要寸法を記入し、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したものまたは既存図面等を用いること。)

別紙 2

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場等における施設番号						
処理に係るばい煙発生施設の工場等における施設番号						
ばい煙処理施設の種類・名称および型式						
設 置 年 月 日				年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日				年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日				年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最 大				
		通 常				
	排出ガス温度 (°C)	処 理 前				
		処 理 後				
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/Nm ³)	処 理 前			
			処 理 後			
		硫黄酸化物 (容積比ppm)	処 理 前			
			処 理 後			
	ばい煙量	硫黄酸化物 (Nm ³ /h)	最	処 理 前		
			大	処 理 後		
			通	処 理 前		
			常	処 理 後		
捕集効率 (%)	ば い じ ん					
	硫 黄 酸 化 物					
使用状況	1日の使用時間および月使用日数等			時~時 時間/回 回/日 日/月	時~時 時間/回 回/日 日/月	
	季 節 変 動					
排 出 口 の 実 高 さ H _o (m)						
補正された排出口の高さ H _e (m)						
排 出 速 度 (m/s)						

備 考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さH_eは、函館市公害防止条例施行規則別表第2(1)の表備考第1項の算式により算定すること。

添付書類

ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図

別記第2号様式（第6条関係）

受 理 書

第 号

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日に次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	函館市公害防止条例第9条（第10条，第11条）
届 出 の 内 容	
ばい煙発生 施設の種類	

別記第3号様式（第7条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 { 法人等にあつては、主たる
事務所の所在地 }
届出者 氏名 { 法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名 } 印
電話 局 番

氏名（名称，住所，所在地）に変更があつたので，函館市公害防止条例第14条の規定により，次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
	変更後		※ 受理年月日	
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※ 工場等番号	
変更の理由			※ 備考	

備考

- 1 ※印の欄には，記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

別記第4号様式（第7条関係）

ばい煙発生施設使用廃止届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 { 法人等にあつては、主たる
事務所所在地 }
届出者 氏名 { 法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名 } 印
電話 局 番

ばい煙発生施設の使用を廃止したので、函館市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地	町丁目番(地)号	※ 受理年月日	
施設の種類 および番号		※ 工場等番号	
施設の設置場所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備 考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第5号様式（第8条関係）

ばい煙発生施設承継届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 { 法人等にあつては、主たる
事務所所在地 }
氏名 { 法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名 } 印
電話 局 番

ばい煙発生施設に係る届出者の地位を承継したので、函館市公害防止条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地	町丁目番(地)号	※ 受理年月日	
施設の種類 および番号		※ 工場等番号	
施設の設置場所		※ 備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名または 名 称		
	住 所		
承継の原因			

備 考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第6号様式（第9条関係）

ばい煙発生施設事故届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 { 法人等にあつては、主たる
事務所所在地 }
氏名 { 法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名 } 印
電話 局 番

函館市公害防止条例第17条第2項の規定により、ばい煙発生施設の事故について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地	町丁目番(地)号	※ 受理年月日	
事故の発生日時		※ 工場等番号	
事故の内容		※ 備 考	
事故復旧措置の内容			
担当部課責任者氏名			

備 考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第7号様式(第14条関係)

表

←..... 9cm→

第	号		
函館市公害防止条例第23条第2項の規定による身分証明書			
職名および氏名			
年	月	日	生
年	月	日	発行
函館市長			印

↑..... 6cm↓

裏

函館市公害防止条例（抜粋）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(3) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者